

平成25年

第4回市議会定例会 報告第4号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、別紙調書のとおり2件の訴えの提起および被告との和解を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

平成25年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 訴えの提起に関する調書

番号	住所 氏名	請求額 申立費用	支払督促申立日 (注1)	督促異議 の申立日	訴えの提起の 専決処分の日
1	***** ***** (債務者)	39,000 円 2,430 円	平成 25 年 9 月 10 日	平成 25 年 9 月 18 日	平成 25 年 9 月 20 日
2	***** ***** (債務者)	120,000 円 2,930 円	平成 25 年 9 月 10 日	平成 25 年 9 月 25 日	平成 25 年 10 月 2 日

※注1 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。

2 和解に関する調書

番号	住所 氏名	和解額	支払方法	和解の 専決処分の日
1	***** ***** (債務者)	39,000 円	1 被告は、原告に対し、次のとおり分割して、毎月末日限り、原告方に持参または送金して支払う。 (1) 平成 25 年 10 月から平成 26 年 2 月まで 7,000 円ずつ (2) 平成 26 年 3 月に 4,000 円 2 被告が、前項の分割金の支払いを 2 回以上怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、39,000 円から既払額を控除した残金を直ちに支払う。	平成 25 年 10 月 24 日
2	***** ***** (債務者)	120,000 円	1 被告は、原告に対し、平成 25 年 11 月から平成 27 年 10 月まで、毎月末日限り 5,000 円ずつ分割して、原告方に持参または送金して支払う。 2 被告が、前項の分割金の支払いを 2 回以上怠り、かつ、その額が 1 万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、120,000 円から既払額を控除した残金を直ちに支払う。	平成 25 年 10 月 29 日